

## 第13回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年8月10日（金） 午後2時00分から4時00分

2. 開催場所 甲賀市役所 301会議室

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 17名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	北田 耕平	委員	9	高井 啓
副会長(会長職務代理者)	18	田畑 啓之助	委員	10	倉田 一良
委員	2	瀧井 和雄	委員	11	中川 講一
委員	3	川村 克己	委員	13	寺田 勝典
委員	4	西田 くみ子	委員	14	林 廣美
委員	5	山下 年数	委員	15	福永 甚藏
委員	6	葛原 準子	委員	16	林田 清光
委員	7	吉田 新太郎	委員	17	服部 嘉子
委員	8	森地 隆照			

5. 欠席委員 2名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
委員	1	小倉 剛	委員	12	伴 慎也

6. 議長 議席19番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席 9番 高井 啓 委員

議席10番 倉田 一良 委員

## 8. 総会日程

### 1) 開会

### 2) 市民憲章唱和

### 3) 会長挨拶

### 4) 議事録署名委員の指名

### 5) 議事

- 議案第58号 農地法第2条第1項に定める農地でないことの証明書交付申請審議について
- 議案第59号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第60号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第61号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第62号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第63号 甲賀市農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第64号 土地改良事業参加資格の交替について
- 報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について
- 報告案件2 農地転用許可決定の取消しに係る専決処理報告について
- 報告案件3 農業経営改善計画認定申請に係る審査結果報告について

### 6) 報告事項

- 会長報告事項
- 副会長報告事項
- 広報編集委員会報告事項
- 農業者年金加入推進特別研修会報告事項
- 事務局報告事項

### 7) 閉会

## 9. 事務局出席者 4名

事務局長	西出	幸司
局長補佐	松井	章
局長補佐(農地係長)	宿谷	辰夫
農政係長	石山	善栄

## 10. 会議の概要

- 事務局長 只今より、第13回甲賀市農業委員会総会を開会いたします。  
携帯電話については、電源をお切りいただくかマナーモードをお願いします。  
まず初めに、甲賀市市民憲章のご唱和をお願いします。
- 全 員 【市民憲章唱和】
- 事務局長 それでは、開会にあたり北田会長がご挨拶を申し上げます。
- 会 長 【猛暑・豪雨・台風について、命を守ることを何よりも優先していただきたい】  
【農地中間管理機構の更なる加速化について】  
【農業委員会改革と連動した地域の推進体制の強化について】
- 事務局長 北田会長、ありがとうございました。  
それでは、これより議事となりますので、総会会議規則 第7条第1項の規定により、  
会長に議事の進行をお願いいたします。
- 議 長 それでは、私の方で議事の進行をさせていただきます。  
総会会議規則 第6条の規定による本日の欠席委員は、議席1番 小倉剛委員、  
議席12番 伴慎也委員の2名で、議席5番 山下年数委員より早退の届出があります。  
よって、本総会の只今の出席委員は17名で、法定定足数である過半数に達しております  
ので開会を宣言します。
- 続きまして、総会会議規則 第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名  
させていただきます。  
議席順に、議席9番 高井啓委員と、議席10番 倉田一良委員を指名いたします。  
どうぞよろしくお願ひ申し上げます。
- 議 長 最初に、議案第58号「農地法第2条第1項に定める農地でないことの証明書交付申請  
審議について」を議題といたします。  
2条調書 整理番号3番について審議いたします。  
それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 所有者は昭和41年に市外へ転出され、以降40年以上に亘り耕作放棄されています。  
現在は竹が生い茂る山林状態であることから、非農地としての証明を願ひ出られました。  
申請内容を審査した結果、甲賀市農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準である  
「耕作放棄後20年以上経過し、荒廃地と化しているもので、容易に農地への復元も困  
難であり、農地として利用される可能性のないもの」に該当する状態であるため、農地  
法第2条第1項に規定する農地には該当せず、証明要件を満たしていると考えられます。
- 議 長 ありがとうございました。  
整理番号3番につきましては、議席17番 服部委員から説明をお願いいたします。
- 担当農委 現状はうっそうとした竹林となっており、農地への復旧は困難だと考えます。

議長 ありがとうございます。  
続いて、区域番号31番 杉本推進委員、補足説明がございましたらお願いします。

担当推委 特に補足説明はありません。

議長 ありがとうございます。  
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号3番について採決いたします。  
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号3番については原案のとおり可決し、交付することに決定します。

議長 続きまして、議案第59号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。  
まず、3条調書 整理番号7番について審議いたします。  
なお、議席7番 吉田委員におかれましては「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の議事参与の制限規定により、当案件の審議の間、退席を求めます。

【吉田委員 退席】

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 申請地は、平成30年5月10日に開催しました、第10回総会の議案第47号「農地買受適格証明書交付の専決処理について」で報告した公売地となります。  
譲受人は、土山町で水稻を約1町4反、茶を約2町6反耕作されています。  
今回、申請地を落札されたため、所有権移転申請を行われました。  
譲受人は申請地を取得後、引き続き茶の栽培を行われる予定です。  
申請内容を審査しました結果、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。  
整理番号7番につきましては、議席18番 田畑委員から説明をお願いいたします。

担当農委 5月総会に提出された国税局による公売の案件で、譲受人が落札されました。  
譲受人は水稻と茶の専業農家で、認定農業者でもあります。  
取得後は現在と同様に茶の栽培をされますので、許可相当であると判断しました。

議長 ありがとうございます。  
続いて、区域番号19番 松下推進委員、補足説明がございましたらお願いします。

担当推委 特に補足説明はありません。

議 長 ありがとうございます。  
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、  
ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号7番について採決いたします。  
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号7番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

それでは、吉田委員の入室、着席を求めます。

【吉田委員 入室・着席】

議 長 続きまして、整理番号8番について審議いたします。  
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 譲受人は甲南町葛木で水稻栽培をされている認定農業者で、耕作面積は約1町5反です。  
申請地は4名共有名義の土地になりますが、以前より譲受人が耕作されており、  
今回、売買による所有権移転申請により土地の持分を合算されます。  
残り2分の1の持分は所有者が亡くなられているため相続登記にて別途合算されます。  
譲受人は申請地を取得後、不耕作地も含めて水稻栽培を行われる予定です。  
申請内容を審査しました結果、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、  
許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 ありがとうございます。  
整理番号8番につきましては、議席17番 服部委員から説明をお願いいたします。

担当農委 譲受人と譲渡人は兄弟で、共有名義になっていたものを売買により単独名義にされます。  
取得後は、不耕作地となっている部分も含めて水稻を耕作したいと聞いています。  
譲受人は以前酪農を営んでおられましたが、廃業されて水稻を頑張る意思をお持ちです。

議 長 ありがとうございます。  
続いて、区域番号31番 杉本推進委員、補足説明がございましたらお願いします。

担当推委 特に補足説明はありません。

議 長 ありがとうございます。  
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、  
ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号8番について採決いたします。  
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号8番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議長 続きまして、整理番号9番について審議いたします。  
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 譲受人は甲南町野田地先で水稻を約4反、果樹を約1反耕作されています。  
譲受人の住宅敷地に隣接している土地であるため所有権の移転を相談されたところ、  
双方合意されたため、売買による所有権移転申請を行われました。  
申請地は不耕作地ですが、譲受人は土地取得後野菜及び果樹を栽培される予定です。  
申請内容を審査しました結果、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、  
許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。  
整理番号9番につきましては、議席15番 福永委員から説明をお願いいたします。

担当農委 7月4日に譲受人と共に現地を確認しました。  
現在は不耕作地となっておりますが、譲受人が草刈をしておられます。  
譲受人の家に近く、不耕作地の解消にもつながるため、許可相当だと考えます。

議長 ありがとうございます。  
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、  
ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号9番について採決いたします。  
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号9番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議長 続きまして、整理番号10番について審議いたします。  
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 譲受人は信楽町上朝宮地先で水稻を約3反、茶を約1町3反耕作されています。  
譲渡人は相続財産管理人の弁護士で、申請地は被相続人が亡くなられた後4年ほど放置  
されていましたが、譲受人が家屋と合わせて購入することで双方合意されたため、  
売買による所有権移転申請を行われました。  
申請地は不耕作地ですが、譲受人は土地取得後、野菜を栽培される予定です。  
申請内容を審査しました結果、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、  
要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。  
整理番号10番につきましては、議席19番 私、北田からご説明いたします。

担当農委 4年半くらい前に所有者が亡くなられ、土地と家屋が放置状態となっています。  
譲受人はお茶のパートを受け入れるための宿泊施設として、家屋を取得されました。  
そして家屋に付随する農地についても、今回取得されます。  
特に問題なく歓迎すべきことだと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。  
続いて、区域番号45番 関谷推進委員、補足説明がございましたらお願いします。

担当推委 譲受人は地域の農業の中心的な存在であり、不耕作地の解消にもなりますので、  
許可相当だと考えます。

議長 ありがとうございます。  
只今、事務局ならびに担当委員より説明いたしました件につきまして、  
ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 **【異議なしの声】**

議長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号10番について採決いたします。  
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号10番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議長 続きまして、整理番号11番について審議いたします。  
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 譲受人は信楽町宮尻地先で水稻を約4反、茶を約1反、野菜を約2反耕作されています。  
規模拡大のために譲渡人に相談されたところ、所有権の移転について双方合意されたため、  
売買による所有権移転申請を行われました。  
譲受人は申請地を取得後、茶の栽培を行われる予定です。  
申請内容を審査しました結果、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、  
要件のすべてを満たしていると考えます。

- 議 長 ありがとうございます。  
整理番号11番につきましては、議席19番 私、北田からご説明いたします。
- 担当農委 譲渡人はこれまで茶の栽培をされていましたが、売買の話がまとまり譲渡されます。  
申請地の状態は良く、譲受人は引き続き茶を栽培されますので、許可相当と考えます。
- 議 長 ありがとうございます。  
続いて、区域番号43番 植西推進委員、補足説明がございましたらお願いします。
- 担当推委 特に補足説明はありません。
- 議 長 ありがとうございます。  
只今、事務局ならびに担当委員より説明いたしました件につきまして、  
ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 委 員 【異議なしの声】
- 議 長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号11番について採決いたします。  
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号11番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。
- 議 長 続きまして、議案第60号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」  
を議題といたします。  
最初に、4条調書 整理番号12番について審議いたします。  
それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある  
農地転用が可能な第3種農地です。  
申請地は隣接する宅地と道路の間に挟まれた狭い形状で、今回、自宅の改築に伴い所有  
する土地全般の調査を行ったところ、当該地が農地であることが判明しました。  
雨水排水は敷地内浸透等により処理されることから、今回の転用による周辺農地への  
被害はないものと考えられます。
- 議 長 ありがとうございます。  
整理番号12番につきましては、議席12番 伴委員が欠席ですので、  
事務局より伴委員の意見書の朗読説明をお願いいたします。
- 事務局 家の改築に伴い敷地を確認されたところ、農地が残っていることが分かりました。  
申請地はコンクリートのブロック塀に囲まれており、周辺への影響はありません。

- 議 長 ありがとうございます。  
続いて、区域番号4番 寛推進委員、補足説明がございましたらお願いします。
- 担当推委 集落の中にある土地であり、周辺農地への影響はないと考えます。
- 議 長 ありがとうございます。  
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、  
ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 委 員 【異議なしの声】
- 議 長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号12番について採決いたします。  
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号12番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。
- 議 長 続きまして、整理番号13番について審議いたします。  
それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある  
農地転用が可能な第3種農地です。  
申請者は申請地西側の宅地に居住されておりますが、家族が車を購入したことから  
駐車スペースが足りなくなったため、駐車場として利用されるものです。  
雨水排水は敷地南側の側溝に排水され、また周辺に農地がないことから、  
今回の転用による被害はないものと考えられます。
- 議 長 ありがとうございます。  
整理番号13番につきましては、議席8番 森地委員から説明をお願いいたします。
- 担当農委 申請人と一緒に現地を確認し、何ら問題ないと判断しました。
- 議 長 ありがとうございます。  
続いて、区域番号9番 東推進委員、補足説明がございましたらお願いします。
- 担当推委 特に補足説明はありません。
- 議 長 ありがとうございます。  
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、  
ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 委 員 【異議なしの声】

議 長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号13番について採決いたします。  
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号13番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議 長 続きまして、整理番号14番について審議いたします。  
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 申請地は、団地の規模が概ね10ha未満の区域内にある第2種農地です。  
申請者は申請地の道向かいに居住されておりますが、自宅での集会や法事等の際、  
親戚等の車の置き場所がないため、申請地を駐車場として利用されます。  
雨水排水は、自然浸透及び敷地西側の側溝に排水されていることから、  
今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。  
第2種農地であるものの駐車場として自宅から近く他に場所がなく、土地の一部を公営  
バスの停留所として協力されていることから、用地選定はやむを得ないと判断します。  
バス停については、昭和45年に当時の国鉄バスから要請があって以降土地の利用を  
認めてこられ、現在は地元区と賃貸契約を結ばれています。

議 長 ありがとうございます。  
整理番号14番につきましては、議席18番 田畑委員から説明をお願いいたします。

担当農委 当初、吉村推進委員から連絡を受けました。  
5月19日に現地を確認し、砂利が敷かれていたことから申請を依頼しました。  
申請地にはカーポートが1台分ありますが、法事等には駐車場が不足していました。  
少なくとも7～8台の駐車場が必要とのことで、転用の申請がありました。  
顛末書も添付されており、許可相当であると判断しました。

議 長 ありがとうございます。  
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、  
ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号14番について採決いたします。  
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号14番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議長 続きます。議案第61号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。  
最初に、5条調書 整理番号25番ならびに26番につきましては、関連がございますので一括審議といたします。なお、採決につきましては個々に行います。  
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号25番及び26番は隣接しており、譲受人も同じです。  
25番は売買、26番は親から子などへの使用貸借による権利移動となりますが、転用目的である農家住宅が同一の建物となっておりますので、一括して説明します。  
申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地です。  
譲受人3名は現在、申請地から近い場所に三世帯でお住まいですが、近年狭く感じるようになってきたことから、新たに農家住宅を建築するため転用申請がありました。  
農地に近く、既存の農業用倉庫もあり、利便性も良いことから適地と判断されました。  
現状の地盤高のまま整地され、平屋建て農家住宅を建築されます。  
隣家との境界には構造物を設置され、雨水排水は前面道路側溝へと排出されます。  
また、汚水については公共下水道に接続し処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。

議長 ありがとうございました。  
整理番号25番ならびに26番につきましては、議席12番 伴委員が欠席ですので、事務局より伴委員の意見書の朗読説明をお願いいたします。

事務局 26番について申請人は親子関係で、現住居が手狭になったため申請されましたが、住宅を建築するためには狭いため、隣地である25番の土地を購入されるものです。  
周辺は住宅地であり、農地に影響を及ぼすものではありません。

議長 ありがとうございました。  
続いて、区域番号4番 算推進委員、補足説明がございましたらお願いします。

担当推委 周囲を道路と宅地に囲まれており、周辺農地への影響はないものと考えます。

議長 ありがとうございました。  
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 **【異議なしの声】**

議長 異議なしというお声をいただきましたので、まず、整理番号25番について採決します。  
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号25番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議長 次に、整理番号26番につきましては、先程の一括説明で、異議なしというお声をいただきましたので、採決を行います。  
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号26番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議長 続きまして、整理番号27番について審議いたします。  
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地です。  
譲受人は譲渡人の子で、現在は市外の賃貸アパートにお住まいです。  
子供が誕生するにあたり、両親に子育てへの協力をお願いするなど住居環境を整えたいとして、一般住宅を建築するため転用申請がありました。  
申請地は実家に近く、生活上の利便性が良いことから適地と判断されました。  
申請によると、ほぼ現状の地盤高のまま整地し、木造2階建て一般住宅を建築され、駐車スペースを設けられます。  
境界には擁壁等を設置し、雨水排水は低地となる部分に集水枡を設け、排水管にて市道管理の側溝へと放流されます。また、汚水は公共下水道に接続し処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。

議長 ありがとうございました。  
整理番号27番につきましては、議席10番 倉田委員から説明をお願いいたします。

担当農委 転用目的は譲受人の居宅の建築です。  
申請者は親子であるため、実家の隣接地を適地と判断されました。  
周囲に農地はなく、転用による周辺への悪い影響はないと判断しました。

議長 ありがとうございました。  
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号27番について採決いたします。  
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号27番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議長 続きまして、議案第62号「農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。  
なお、議席16番 林田委員におかれましては「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の議事参与の制限規定により、当案件の審議の間、退席を求めます。

【林田委員 退席】

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定は28件です。  
借手、貸手、利用権を設定する農用地の所在、面積、期間等につきましては、利用権設定等の明細のとおりです。  
賃貸借権、使用貸借権の合計の貸し手は実人数17名、借り手は実人数6名、面積は50,250㎡となります。  
次に、所有権移転の合計の売り手および買い手の人数は1名で、面積は2,647㎡です。  
また、借り手・買い手の経営状況につきましては、21ページの一覧のとおりです。  
以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございました。  
只今、事務局より説明がありました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 異議なしというお声をいただきましたので、議案第62号について採決いたします。  
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。  
よって、議案第62号については原案のとおり可決し、本日付けをもって市へ決定する旨の通知をします。

それでは、林田委員の入室、着席を求めます。

【林田委員 入室・着席】

議長 続きまして、議案第63号「甲賀市農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。  
それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 農業振興地域の整備に関する法律により、農業の健全な発展を図り、農業振興に関する施策を計画的に推進するため、甲賀農業振興地域整備計画が策定されております。  
この内、農業振興地域内で今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地は農用地区域とされ、図面に青色で明示されています。

土地の転用を目的として農用区域内の土地を農用区域から除外するために甲賀農業振興地域整備計画の変更申請が市に対して行われており、県との事前協議の結果、変更案が決定されましたが、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき変更案の確定前に農業委員会の意見を聴くこととされています。

議長 ありがとうございます。  
只今、事務局より説明がありました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

川村 非農地判断の案件があるが、どういう状況で提出されたものか。

事務局 現況が山林になっている土地と、湿地で作物が育たない土地で申請がありました。この2件については、担当区域の農業委員・推進委員との協議、また、甲賀市と県農産普及課の現場立会と協議を経た後に、地域の変更はやむを得ないとのことで農業委員会に意見照会があったものです。

議長 他にご質問もないようですので、議案第63号について採決いたします。  
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。  
よって、議案第63号は原案のとおり可決し、市へやむを得ないとの旨の通知をします。

議長 続きまして、議案第64号「土地改良事業参加資格の交替について」を議題といたします。  
それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 現在、信楽町杉山地先にて県営杉山地区土地改良事業が計画されております。  
ほ場の整備により、本事業を契機に設立される営農組織が主たる担い手となる予定です。  
事業を行うためには土地改良参加資格者の3分の2以上の同意が必要ですが、資格者は農地の耕作者となり、農地を耕作していない農地所有者は資格者とはなれません。  
しかし、土地改良法第3条第1項第2号の規定により、農地所有者が農業委員会に参加すべき旨の申出を行い、農業委員会が承認した場合は農地所有者が資格者になります。

今回、土地改良事業の参加資格交替のため、土地改良法第3条第2項の規定に基づき土地所有者、耕作者の連名で申出書が提出されました。  
申請地は、農業経営基盤強化促進法による貸借借権設定が行われており、期間は平成28年4月1日から平成31年3月31日までとなります。  
申出内容を審査した結果、参加資格交替に対し特に支障となることはないと考えます。

議長 ありがとうございます。  
只今、事務局より説明がありました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議 長 異議なしというお声をいただきましたので、議案第64号について採決いたします。  
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、議案第64号は原案のとおり可決し、市へ承認する旨の通知をします。

議 長 続きまして、報告案件に入ります。  
**報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」**事務局の報告を求めます。

事務局 今月の届出内容は一般住宅2件、太陽光発電施設1件、分譲宅地1件、薬局店舗1件の計5件で、譲受人・譲渡人の住所・氏名、転用する土地の所在・地目・転用面積等につきましては調書のとおりです。

議 長 ありがとうございます。  
続きまして、**報告案件2「農地転用許可決定の取消しに係る専決処理報告について」**事務局の報告を求めます。

事務局 これは、農地法第5条第1項の規定による許可申請が行われ、以前の総会で審議し可決されたものですが、許可書の発行前に取り下げの申出が行われたものです。

まず、整理番号1番についてご説明申し上げます。  
これは平成29年2月10日開催の総会で審議され、可決されたものです。  
譲渡人の農地を売買により取得し、コンビニとするため転用申請がありました。  
平成30年7月5日に譲受人、譲渡人3名の連名により取下書が提出され、受理しました。  
取下げ理由は、譲受人の出店計画見直しのためです。

続きまして、整理番号2番についてご説明申し上げます。  
これは平成26年2月10日開催の総会で審議され、可決されたものです。  
譲受人は農地所有適格法人であり、譲渡人の農地を売買により取得し、農業用倉庫及びビニールハウスとするため転用申請がありました。  
平成30年6月13日に譲受人、譲渡人の連名により取下書が提出され、受理しました。  
取下げ理由は、譲受人の経営方針変更のためです。

なお、両件共に都市計画法による開発許可申請と同時進行の案件でありましたことから、農地転用の許可書自体の発行は致していません。

議 長 ありがとうございます。  
続きまして、**報告案件3「農業経営改善計画認定申請に係る審査結果報告について」**事務局の報告を求めます。

事務局 農業経営改善計画認定について、市農業振興課へ3件の申請がありました。  
農業委員会からは6月8日付けで、会長名により、適当とする審査結果を回答しました。  
今回の申請者は新規が3件で、ともに認定されました。  
なお、これにより市内の認定農業者は、189経営体となっております。

議 長 ありがとうございます。  
報告案件は以上であります。特にご質問等がございましたらお伺いたします。

事務局 補足ですが、農地転用許可決定の取消しに係る専決処理報告の2件については、平成26年と平成29年に許可決定をいただいたものですが、これはいずれも開発申請と同時に申請されている案件であり、同時許可となる案件です。総会で議決はいただいているものの、許可書の発行までは至っておりませんでした。よって、許可決定の取り消しという形で専決処理させていただいたものです。また、整理番号2は他法令の手続きがなされず事業実施が困難となったものです。

議 長 他にご質問等もございませんので、これで審議案件ならびに報告案件を終了いたします。

なお、推進委員さんにおかれましては、ここでご退席いただいても結構ですが、せつかくの機会ですので、何かご意見がございましたらお伺いたします。

特にご意見等もないようですので、ここで一旦、休憩を取りたいと思います。  
ご退席いただく推進委員さんにおかれましては、本日はどうもありがとうございました。

【休憩】

- 議長 それでは会議を再開し、これより報告事項に入ります。  
最初に、**報告事項1の「会長報告事項」**について、私よりご報告いたします。
- 会長 **【第1回意見書検討委員会の開催について】**
- 議長 続きまして、**報告事項2の「副会長報告事項」**について、お願いいたします。
- 副会長 **【委員農地パトロールの結果について】**
- 議長 続きまして、**報告事項3の「広報編集委員会報告事項」**について、山下委員長よりお願いいたします。
- 山下委員 **【第3回広報編集委員会の結果について】**  
**【農業委員会だより 第27号の発行について】**
- 議長 ありがとうございました。  
続きまして、**報告事項4の「農業者年金加入推進特別研修会報告事項」**について、服部委員より報告をお願いいたします。
- 服部委員 **【農業者年金加入推進特別研修会について】**
- 議長 続きまして、**報告事項5の「事務局報告事項」**について、お願いいたします。
- 事務局 **【前回総会から次回総会までの経過と予定について】**  
**【利用権設定満了報告について】**  
**【農地中間管理事業の借受希望者の情報提供について】**  
**【第14回総会について】**
- 議長 ありがとうございました。報告事項は以上です。  
それではここで、皆様方より総会全体を通して、何かご意見・ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 議長 特にご質問等もございませんので、以上をもちまして本総会の議事は全て終了しました。  
ご審議いただき、ありがとうございました。
- 事務局長 それでは、第13回甲賀市農業委員会総会の閉会にあたりまして、田畑副会長より閉会のご挨拶を申し上げます。
- 副会長 **【閉会挨拶】**